

和光市ツイッター運営要領

平成22年6月29日決裁

平成24年8月1日改正

令和3年4月1日改正

1 目的

この要領は、ツイッターを利用し、市政に関する情報の迅速かつ積極的な発信を図ることを目的とする。

2 ツイッター名

ツイッター名は、「和光市ツイッター」とする。

3 運営部署

ツイッターの運営は、秘書広報課において行う。

4 書き込みを行う者

ツイッターに書き込みを行う者は、秘書広報課職員のうちから、秘書広報課長が指名する者（以下、「秘書広報課担当職員」という。）とする。

5 掲載内容

ツイッターに掲載する事項は、次に掲げる情報とし、各情報について、その概要及び市ホームページに当該情報が掲載されている場合にはそのURLを掲載する。

(1) 市が主催あるいは共催するイベント等の情報（以下「イベント情報」という。）

(2) 市が実施する市民参加に関する情報（以下「市民参加情報」という。）

6 掲載手順

ツイッターに掲載する手順は、掲載しようとする情報の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 市ホームページ新着情報

秘書広報課担当職員が、市ホームページの新着情報に掲載されているイベント情報あるいは市民参加情報の中から、市民の関心の高いと思われるものを選出し、原稿案を作成した後、秘書広報課長の決裁を経て、ツイッターに書き込む。

(2) 各課からの掲載依頼情報

上記(1)に掲げる情報以外のイベント情報あるいは市民参加情報で、各担当部署が掲載を希望するものについては、当該担当部署の所属長が、原稿案を添えて、秘書広報課長に掲載を依頼し、秘書広報課長の決裁を経た後、秘書広報課担当職員がツイッターに書き込む。

(3) その他の情報

上記(1)及び(2)に掲げる情報以外のイベント情報あるいは市民参加情報について掲載しようとするときは、上記(1)の手順の例により掲載する。

7 掲載時期等

ツイッターに掲載しようとする情報は、その内容が確定した後、速やかに掲載するものとする。また、大きなイベントや市民参加手続きについては、実施直前に、再度の掲載を行なうよう努めるものとする。

8 フォローへの対応

和光市ツイッターへのフォローに対しては、ブロックしない。また、市は、原則として、他のツイッターに対して、フォローはしないが、行政機関及び公共的機関の公式ツイッターに対しては、フォローすることができるものとする。

9 返信への対応

和光市ツイッターへの返信に対しては、回答しない。回答しない旨は、市ホームページ及び和光市ツイッターに明記する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。